

留萌市部活動の在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 留萌市立中学校（以下「中学校」という。）における部活動の在り方を検討するため、留萌市部活動の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について協議又は検討する。

- (1) 部活動の在り方に関すること。
- (2) 地域の幅広い協力による部活動指導体制の充実に関すること。
- (3) 地域のスポーツ、文化・芸術団体等との連携による持続的な部活動運営体制の確立に関すること。
- (4) その他部活動の在り方に関し、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 部活動等に識見を有する者
- (2) 中学校長
- (3) 中学校の教職員
- (4) 地域スポーツ団体の代表
- (5) 地域文化・芸術団体の代表
- (6) 中学校の生徒の保護者
- (7) 教育委員会教育部長
- (8) 学校教育専門指導員
- (9) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、速やかに委員の補充に努めなければならない。ただし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。

- 3 委員長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。
- 3 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。